

箕面市ふるさとカレンダー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、箕面市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、市が発行する「ふるさとカレンダー」（以下「カレンダー」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 カレンダーに掲載する広告は、市から広告掲載取扱業務の委託を受けた事業者（以下「広告取扱事業者」という。）が募集した広告とし、その範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の掲載場所)

第3条 広告の掲載可能場所は、カレンダー暦表ページの下部とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ：縦4.5 cm×横29.7 cm

使用色：4色

2 前項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告取扱事業者が協議の上、決定するものとする。

(広告取扱事業者の募集及び選定)

第5条 広告取扱事業者の募集は、市WEBページで行うものとする。

2 広告取扱事業者は、プロポーザルコンペ（以下「コンペ」という。）を実施し、決定するものとする。

(広告料)

第6条 広告料は、コンペにより選定した広告取扱事業者が提示した金額とする。
ただし、広告料提示金額の最低額は、60万円（税抜き）とする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告取扱事業者は、市が指定する期日までに広告原稿を提出し、市の承認を受けなければならない。

2 広告原稿を作成するに当たり、広告取扱事業者は、広告のデザインに関し事前に市と協議しなければならない。

（広告料の納入）

第 8 条 広告取扱事業者は、市が発行する納入通知書により、当該納入通知書発行日から起算して 30 日以内に、広告料を納入しなければならない。

（広告料の返還）

第 9 条 納入された広告料は、返還しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

（委任）

第 10 条 コンペの実施方法等、この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。